

3 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況

(1) 特定工場数

(令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
大気関係	18	0	0	1	0	1	1	21
水質関係	14	1	0	1	0	0	2	18

(2) 特定施設数

ア 大気関係

(令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在)

別表 番号	特定施設の種類		施設数
1	焼結鉱の製造用焼結炉		1
2	製鋼用電気炉		5
3	亜鉛の回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		0
4	アルミニウム合金の製造用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		0
5	廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5 m ² 以上又は 焼却能力合計が 50 kg/h 以上)	4 t／h 以上	16
		2 t／h～4 t／h 未満	6
		2 t／h 未満	15
合 計			43

イ 水質関係 (別表番号 1～19 のうち、本市に届出されている施設のみを掲載)

(令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在)

別表 番号	特定施設の種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	4
15イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	22
15ロ	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設	12
18	第1号から前号まで及び次号に掲げる施設の下水道終末処理施設	5
19	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	1
合 計		44